

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することがができる。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができる。

(仮差押解放金)

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款 仮処分命令

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達成することができない事情があるときは、この限りでない。

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達成するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる处分その他の必要な处分をすることができる。

(仮処分解放金)

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもつてその行使の目的を達成することができるものであるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得る

ため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

第二十五条の一 占有移転禁止の仮処分命令(係争物の引渡し)

2 占有移転禁止の仮処分命令(係争物の引渡し)又は明渡しの請求権を保全するための仮処分命令のうち、次に掲げる事項を内容とするものをいう。(以下この条、第五十四条の二及び第六十二条において同じ。)であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができる。

1 債務者に対し、係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずること。

2 執行官に、係争物の保管をさせ、かつ、債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること。

3 前項の規定による占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、当該執行によって係争物である不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。

2 第二項の規定による占有移転禁止の仮処分命令は、第四十三条第二項の期間内にその執行がされなかつたときは、債務者に対して送達することを要しない。この場合において、第四条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で第十四条第一項の規定により立てさせた担保に係るものは、裁判所が相当と認める方法で申立人に告知することによって、その効力を生ずる。

(保全異議の申立て)

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てて知ることができる。

第三節 保全異議

(保全執行の停止)

第二十七条 保全命令の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てによ

り、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てる条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができる。

第二十八条 裁判所は、当事者、尋問を受けるべき証人及び審尋を受けるべき参考人の住所その他的事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の平衡を図るために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができる。

3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができる。

(審理の終結)

第三十条 削除

(審理の終結)

の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

(原状回復の裁判)

第三十三条 仮処分命令に基づき、債務者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債務者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債務者が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができる。

(保全命令を取り消す決定の効力)

第三十四条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全告をすることができるときは、この限りでない。

(保全異議の申立ての取下げ)

第三十五条 保全異議の申立てを取り下げるには、債務者の同意を得ることを要しない。

(判事補の権限の特例)

第三十六条 保全異議の申立てについての裁判は、債務者が単独で得ることを可能とする。

(第四節 保全取消し)

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)

4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合は、その書面を提出しなかったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを行ったこととみなす。本案が労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第一項に規定する事件であるときは地方裁判所に対する労働審判手続の申立てを行ったこととみなす。本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十一第一項において「責任裁判」という。の申請を本案の訴えの提起とみなす。

6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁判の手続が調停の成立、労働審判（労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を含む）、仲裁判断又は責任裁判（公害紛争処理法第四十二条の二第一項において準用する民事の当事者間の合意の成立を含む。）の規定による裁判は、本件の訴えの提起を本件の訴えの提起とみなす。

7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本件の訴えの提起をしなかつた場合について、第四項の規定は前項の本件の訴えが提起され、又は労働審判法第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む）の規定により訴えの提起があつたものとみなされた後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。（事情の変更による保全取消し）

8 第三十八条规定は保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

2 前項の事情の変更は、疎明しなければならない。

3 第十六条本文、第十七条规定並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の申立てについての決定について准用する。

4 第十六条本文、第十七条规定並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は、特別の事情による保全取消し

い。第三十九条 仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てる条件として仮処分命令を取り消すことができる。

5 第三十九条の規定は、第一項の申立てについての決定について准用する。

6 第三十九条の規定は、第一項の申立てについての決定について准用する。

7 第三十九条の規定は、第一項の申立てについての決定について准用する。

8 第三十九条の規定は、第一項の申立てについての決定について准用する。

5 定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条、第三十一条並びに第三十三条の規定は保全抗告に関する裁判について、民事訴訟法第三百四十九条の規定は保全抗告することができる裁判が確定した場合について準用する。

6 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これをすることができる。

7 第四十二条 保全命令を取り消す決定に対しても保全抗告があつた場合において、原決定の取消しの原因となることが明らかな事情及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てる条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができ。

8 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

9 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

10 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

11 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

12 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

13 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

14 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

15 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

16 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

17 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

18 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

19 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

20 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

21 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

22 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

23 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

24 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

25 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

26 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

27 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

28 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

29 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

30 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

31 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

32 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

33 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

34 第四十二条 保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

4 第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

5 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

6 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

7 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

8 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

9 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

10 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

11 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

12 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

13 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

14 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

15 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

16 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

17 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

18 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

19 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

20 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

21 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

22 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

23 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

24 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

25 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

26 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

27 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

28 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

29 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

30 第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第六号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

五十四条、第九十三条から第九十三条の三まで、第九十四条から第一百四条まで、第一百六条並びに第七百七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。
(船舶に対する仮差押えの執行)

差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のため必要な文書（以下この条において「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行つ。これらの方は併用することができる。
2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの

執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五条第三項、第四十七条第一項、第五十三条、第一百六十六条及び第一百八十八条の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)
第四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。
執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有

債券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金額についても、同様とする。

4
第一項第一百一十三条规定から第一百二十九条まで、民事執行法第一百一三百までが、執行の費用を保管する場合の手続を定めています。執行の費用を保管する場合は、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

第六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。
(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)
第五十条 民事執行法第百四十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所

が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十二条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。

第一項及び第二項の規定は、その他の財産權に対する反擔押の執行について準用する。

は文する假差押の執行について詳述す。民事執行法第四百四十五条第二項から第六項まで、第一百四十六条から第一百五十三条まで、第一百五十六条(第三項を除く)、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する假差押

(仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の
取消し) その執行について準用する。

は、仮差押えの執行を取り消さなければならぬ。前項の規定による決定は、第四十六条规定にて準用する民事執行法第十二条第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

(仮処分の執行)
第五十二条 仮処分の執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)

(イエス、アントニオ、シルバーノ、マヌエル、ペドロ、アントニオ、カルロス、アントニオ、アントニオ、アントニオ、アントニオ、アントニオ)
請求権」という。)を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

止の登記とともに、仮処分による仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行う。

ついての登記（仮登記を除く）又は登録（仮登録を除く）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する（債務者を特定しないで発された占有移転禁止の仮処分命令の執行）

物である不動産の占有を解く際に、その占有者を特定することができない場合は、することができない。
物の処分禁止の仮処分の執行

第二項及び第三項並びに民事執行法第二百四十八條第二項、第五、三条及び第五一百一十九條第一項の規定による登記を受ける場合は、その建物の處分禁止の登記を受ける。この場合、處分禁止の登記を受けることは、その建物の處分を禁止するためである。

法第四十一条第二項第五十三条及び第五十四条の規定は、前項の处分禁止の仮処分の執行について準用する。
(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮处分命令又はその仮处分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所

（仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取扱い）
第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託した場合は、その登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

2 第五十五条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力)

2 に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度にて、その債権者に対抗することができない
前項の場合においては、第五十三条第一項の
仮処分の債権者（同条第二項の仮処分の債権者
を除く。）は、同条第一項の处分禁止の登記に
後れる登記を抹消することができる。

第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするには、保全登記に基づく本登記をする方法による。
第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項の規定により登記をする場合において、その处分により保全すべき登記請求権に係る権利が

不動産の使用又は収益をするものであることは、不動産の使用若しくは収益をする権利（占有権を除く。）又はその権利を目的とする権利の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の登記に後れるものを抹消することができる。

第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第四項の規定により登記を抹消するには、あらじめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知しなければならない。

同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にち
て発することができる。この場合には、そ
の場合は、遅くともこれを発した日から一週間
を経過した時に到達したものとみなす。

第六十一条 保全仮登記に係る権利の表示がその保全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符合しないときは、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命令を発した裁判所は、債権者の申立てによりその命令を更正しなければならない。

<p>第六十二条 占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、次に掲げる者に対し、係争物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる。</p> <p>一 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたことを知つて当該係争物を占有した者</p> <p>二 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らないで当該係争物について債務者の占有を承継した者</p> <p>三 当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後に当該係争物を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定する。</p> <p>(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)</p> <p>第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債権者に抗することができる。</p> <p>(建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力)</p> <p>第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行をすることができる。</p> <p>(詐害行為取消権を保全するための仮処分における解放金に対する権利の行使)</p> <p>第六十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金額の額に相当する金錢が供託されたときは、同法第四百二十</p>	<p>2</p> <p>前項の規定による更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>3 第一項の規定による更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託しなければならない。</p> <p>(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力)</p> <p>第六十六条 前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。</p>
---	---

<p>第六十七条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条の第二項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>(陳述等拒絶の罪)</p> <p>第六十八条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条の第二項の規定による執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由なく、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示した債務者又は同項に規定する不動産等を占有する第三者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(附則) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第六十九条 第五十二条第一項の規定によりその例によることとされる民事執行法第六十八条の第二項又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>(附則) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
---	---

<p>第七十条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第七十条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年八月一日法律第一八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
--	---

<p>第七十一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第七十一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年五月一二日法律第四五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
--	---

<p>第七十二条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第七十二条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
--	--

正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る）、第一百六十二条中会社更生法第一百十条第三項の規定、第二百二十二条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第二百九十二条第一項第三項の改正規定（第八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定（及び第二項）十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（第三項まで、「」を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」と）を加える部分に限る。）、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第一項の改正規定、第三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第二百六十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財

産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日